

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十二年一月二十五日

広島県北部農林水産事務所長 児 島 茂 春

事 業 主 体	地 区 名	事 業 名	完 了 年 月 日
三次市土地改良区	船谷（船谷工区）	区画整理事業	
船谷（新開工区）			平成四年三月一二日